

母性内科診療プロバイダー制度規約

第1章 名称

第1条 本制度の名称を、「母性内科診療プロバイダー制度」（以下「プロバイダー制度」という。）と称す。

第2章 目的

第2条 この制度は、母性内科学に関する十分な学識と経験を有する医療従事者を認定することにより、我が国における母性内科学の研究、教育、診療の水準を向上発展させることを目的とする。

第3章 総則

第3条 日本母性内科学会（以下「学会」という。）は、プロバイダー制度などの企画・運営を担当する、「教育委員会」を設ける。

2 学会理事長（以下「理事長」という。）は、教育委員会の委員を学会員の中から選任する。

3 教育委員会は、プロバイダーの認定にあたり、さらに優れたプロバイダーを育成するための諸制度を検討し、推進する。

4 学会理事会は、以下に示す「母性内科診療プロバイダー」の資格を認定する。
母性内科診療プロバイダー（以下「プロバイダー」という。）とは、母性内科領域の診療に必要な知識と技能を有し、また下記第3条第5項に記す母性内科領域の各分野において、プロバイダーとしてふさわしいと学会が認定する医療従事者のことである。

5 母性内科診療プロバイダーに含まれる領域は以下の通りである。

5-1. 医師

A) 内科（①総合内科、②代謝・内分泌、③腎・高血圧、④循環器、⑤血液、⑥神経、⑦呼吸器、⑧消化器、⑨膠原病、⑩感染症、⑪総合診療）

なお、家庭医療専門医については、⑪総合診療として申請する。

B) 産婦人科

C) その他（①外科、②救急科、③精神科）

今後の各分野の発展によっては新たな分野の設置も検討するが、その場合の診療科選択原則は、A)内科の中のサブスペシャリティ領域の診療科、及び、専門医制度の基本領域（19領域）とする。

5-2. メディカルスタッフは、看護師、助産師、薬剤師、管理栄養士を指す。

6 プロバイダーの名称は、「母性内科（〇〇分野）プロバイダー」とする。

例1. 母性内科（内科・代謝内分泌分野）プロバイダー

例2. 母性内科（産婦人科）プロバイダー

例3. 母性内科 プロバイダー（助産師）

7 プロバイダー資格は、教育委員会による厳正な審査ののち、ふさわしいと認められた場

合は複数分野にわたる取得も可能とする。

第4章 プロバイダーの資格認定

(プロバイダーの申請資格)

第4条 プロバイダーの申請資格は、次の各号の条件を満たし、別に定める母性内科研修記録を教育委員会が審査し、受験資格を認めたものとする。

4-1. 医師

- ① 日本国の医師免許証を有し、医師として人格及び見識を備えていること。
- ② 申請時において引き続き2年以上学会の会員であり、年会費を完納していること。
- ③ 別に定める各分野のプロバイダー研修計画に従い通算2年以上の母性内科学の臨床研修を行っていること。(臨床研修実績を研修記録に記載のこと)
- ④ 研修計画による研修単位 20 単位以上を取得していること。(取得単位を研修記録に記載のこと)
- ⑤ 日本産科婦人科学会産婦人科専門医または、日本専門医評価・認定機構が認定する基本領域学会の認定医或いは専門医の資格を有すること。
- ⑥ 以下に定めるプロバイダーコース basic およびプロバイダーコース advanced (e-learning)を受講していること。

4-2. メディカルスタッフ (看護師、助産師、薬剤師、管理栄養士)

- ① 日本国の資格免許証を有し、医療従事者として人格及び見識を備えていること。
- ② 申請時において引き続き2年以上学会の会員であり、年会費を完納していること。
- ③ 別に定める各分野のプロバイダー研修計画に従い通算2年以上の母性内科学の臨床研修を行っていること。(臨床研修実績を研修記録に記載のこと)
- ④ 研修計画による研修単位 20 単位以上を取得していること。(取得単位を研修記録に記載のこと)
- ⑤ 該当する国家資格を有する
- ⑥ 以下に定めるプロバイダーコース basic およびプロバイダーコース advanced (e-learning)を受講していること。

(プロバイダーコース basic)

第5条 プロバイダーコース basic は、母性内科の基本的事項を学ぶための複数のショートレクチャーとする。Web形式、または東京、大阪の会場を中心に原則年1回開催する。

(プロバイダーコース advanced)

第6条 母性内科の各分野について、エキスパートからより深く学ぶための e-learning 形式の通信講座とする。受講者は各自の専門分野のレクチャースライドを参照し、確認テストで知識習得のセルフチェックを行う。なお、申請者の該当分野がない場合は、関心のある領

域を受講する。

(申請手続き)

第 7 条 プロバイダーの資格認定を申請するには、次の各号に定める申請書類を教育委員会に提出しなければならない。

- ① プロバイダー申請書
- ② 履歴書
- ③ 各国家資格の写し（医師免許証、看護師免許証など）
- ④ 医師のみ：申請する分野の専門医資格保有証明書（例：内科（代謝・内分泌）プロバイダーであれば内分泌専門医 または糖尿病専門医証、内科（総合内科）プロバイダーであれば総合内科専門医証）
- ⑤ 症例一覧表
- ⑥ 研修単位取得一覧表
- ⑦ プロバイダーコース basic の受講票の写し
プロバイダーコース advanced（e-learning）入金完了時の自動返信メールの写し
- ⑧ 審査料振込控え

(認定要領及び有効期間)

第 8 条 教育委員会においてプロバイダー申請資格を承認されたものに対して、理事会の議を経て理事長がプロバイダー認定の証を交付する。

2 本証の有効期間は 5 年間とする。有効期間経過後の措置については、施行細則をもって定める。

第 5 章 認定資格の喪失

(プロバイダー等の資格喪失)

第 9 条 プロバイダーとしてふさわしくない行為があったと認められた場合は、プロバイダーの資格が、教育委員会及び理事会の議決を経て取り消されることとする。

第 6 章 研修計画

(研修内容)

第 10 条 研修計画による診療経験として次のものを含める。

- ① 入院患者/外来患者合わせて、定められた症例数以上の各分野の内科疾患合併妊娠の診療経験があること。各分野のプロバイダー申請に必要な診療経験症例数は以下のとおりである
- A)母性内科（内科）プロバイダー
- それぞれの専門領域疾患の合併妊娠
- ①総合内科、⑩総合診療：3 専門分野以上、5 症例以上の内科疾患合併妊娠

②代謝・内分泌：5例以上（うち2例まで妊娠糖尿病を含んでよい（ただしインスリン使用例に限る））

③腎・高血圧：5例以上（うち2例まで妊娠高血圧症候群を含んでよい）

④循環器、⑤血液、⑥神経、⑦呼吸器、⑧消化器、⑨膠原病、⑩感染症：それぞれの領域における合併症妊娠3例以上

B)母性内科（産婦人科）プロバイダー

- 以下の3領域以上、5例以上の内科疾患合併妊娠
 - 原則、内科との併診または、カンファレンスでの検討を行っている症例であることが望ましいが、クリニック勤務などの場合は必須ではない。
1. 循環器疾患(心疾患, 高血圧, 脳出血, 脳梗塞, 深部静脈血栓症など)
 2. 血液疾患(特発性血小板減少性紫斑病など)
 3. 腎疾患(慢性腎炎症候群など)
 4. 肝疾患(妊娠黄疸, 急性脂肪肝, ウイルス性肝炎など)
 5. 呼吸器疾患(気管支喘息など)
 6. 内分泌・代謝疾患(糖尿病, バセドウ病, 橋本病など)
 7. 自己免疫疾患(関節リウマチ, 全身性エリテマトーデスなど)
 8. 消化器疾患(虫垂炎, イレウス, 炎症性腸疾患など)
 9. 神経疾患(てんかんなど)
 10. 精神疾患

C)母性内科（外科、救急科、精神科）プロバイダー

- それぞれの専門領域疾患の合併妊娠3例以上

D)母性内科 プロバイダー（看護師、助産師、薬剤師、管理栄養士）

- 3領域以上、3例以上の内科疾患合併妊娠（B参照）または内科的妊娠合併症（妊娠糖尿病、妊娠高血圧症候群など）
- 原則、医師を含めた多職種でのカンファレンスで検討を行っている症例であることが望ましいが、クリニック勤務などの場合は必須ではない。

② プロバイダーコース basic および各分野のプロバイダーコース advanced(e-learning) を少なくとも1回ずつ受講していること。これは取得単位数にかかわらず必修項目とする。

（研修単位）

第11条 研修単位は以下のとおりに定める

- ① 母性内科学会総会での発表：筆頭演者10単位、共同演者5単位
- ② 母性内科学会総会への参加：5単位
- ③ 母性内科プロバイダー講習履修（プロバイダーコース basic：5単位/回，プロバイダーコース advanced（e-learning）：5単位/回）

(設立年月日)

本制度の設立年月日は平成 30 年 2 月 18 日とする。

(附 則)

本規約は平成 30 年 2 月 18 日より施行する。

改定 平成 30 年 3 月 14 日
令和 3 (2021) 年 1 月 16 日
令和 4 (2022) 年 7 月 13 日
令和 5 (2023) 年 9 月 28 日